## 施設・性能基準

表1

				衣Ⅰ
区分 航路 標識 の種類	塗色及び構造(形状、 強度等)	灯質、光度、吹鳴周期 等	付属施設	備考
灯台	1 (1) ・ 色す記び準あ(2) はなると) 風等も塗 1 のる 3 灯」る塗、塗」る造形形柱昼も。強自圧にの色塗 1 のる 3 灯」る塗、塗」る造形形柱昼も。強自圧にの色が規と・質にこ色別色にこ 状状形標の 度重力十で色 1 にを選も 塗 3 分も はと効で 汲び耐る別及にに塗選も 塗 3 分も 塔、をあ 圧地えこ記び適、色定の 分・けの 形十有る 力震得と。 3 塗合別及標で け 3 方で 又分すこ 、力る	及び か か で か い の の に の の の の の の の の の の の の の	ダ東で 2 大人 である はいる よと C 係 を で で で で で で で の ま で の ま で で で で で で で で	び性能は、別記3 - 7「光波標識用機器 性能基準」に適合す るものであること。 2 灯質は、付近の航 路標識と紛らわしく
灯標	を (では、) にも、 (では、) にも、) にも、 (では、) にも、 (では、) にも、) にも、) にも、 (では、) にも、) にも、) にも、) にも、 (では、) にも、) にも、) にも、 (では、) にも、) にも、) にも、) にも、 (では、) にも	浮標式告示は おと別記3 - 1 「 を別記3 - 1 「 を別記3 - 1 「 を別記3 - 4 「 の及び別記3 - 4 「 のとび別記3 - 4 「 のとでのでででででででいる。 ででででででででいる。 2 1 5 カンデラ以上	灯台に同じ。	1 が 関い 関い 関い 関い 関い 関い 関い では では では では では では では では では では

	は、体のすると、 原のするとがです。 原中では、 原のでは、 の。 の。 のでは、 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。 の。			識の種方 を
立標	灯標に同じ。		灯台に同じ。	1 音響信号の吹鳴周期は高いの前にはいいいいのではいいのではいいのではいいではいいではいいではいいではいいではいい
灯浮標	を 大示あも1 2 (1) (2) をるののではでいるのではでいるのでは、 でを対しているのでは、 でを対しているのでは、 でを対しているのでは、 でを対しているのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		灯台に同じ。	灯標に同じ。
浮標	灯浮標に同じ。		灯台に同じ。	立標に同じ。
導灯	1 塗色 灯台に同じ。 2 構造 (1) 形状 イ 頭標	1 灯質(導灯に限 る。) 灯台に同じ。 2 側感度 別記3-9による		1 灯具、制御装置及 び電源装置の規格及 び性能は、別記3・ 7「光波標識用機器 性能基準」に適合す

<b>導標</b>	二灯(標見の にで にで にで を に で を は がるも。 に で を が を は が る。 体 が と。 は が り は り は り は り は り は り は り は り は り は	状況に適合したもの		るものであること。 2 灯質は、付近の航路標識と紛らわしくないもので、視認し易いものを選定すること。
指向灯	灯台に同じ。	1 灯質 灯台に同じ。 2 有効な指向特性及 び光度を有するもの であること。		1 灯具、制御装置及 び電源装置の規格及 び性能は、別記3・ 7「光波標識用機す をものであること。 2 指の灯設置時のに光軸 方向を確認するため のトランシットを備 えること。
照射灯	灯台に同じ。	<ul><li>1 灯質 灯台に同じ。</li><li>2 有効な発散角性及び光度を有するものであること。</li></ul>		1 灯電線 では 打電源装置 の が性に 光準 の が性に 光準 では 大手を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
(ド) は石戸 は石戸	バレンカースイン・カースイン・カースイン・カースイン・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・	1 灯質 (1) 灯色 原則として白 (2) 光リ方 モールス符号光 U(・・・・)(5 期 8 秒 以上 1 5 秒 以上 1 5 秒 以上 1 5 秒 (1) 本灯 原則として 1 4 0 0 カンデラ以 (2) 副灯 1 5 カンデラ以 上	0.5 海里以上2 海里 未満である。別記3・6に3・6に2 数と音用レいの関係表かとの関係表か	1 灯電線 表現 大型 が 性 の で は で は で は で は で は で は で と で は で と で と

構造物(鉄			音 (周期 30 秒以 内)	い場合は、構造物の 状況に応じて複数の 灯火を一群として本 灯とすることができ るものとし、この場
鎖等で固定				合の灯質は、原則と して同期させ、か つ、各灯火の高さは 同一とするものとす る。
されたもの				3 複数の構造物が近 接している場合で 個々の構造物に標識 灯を設置しなくとも 船舶航行の安全が確
を含む。)				保されると認められるときは、全体を 1 個の構造物とみなす ことができるものと する。
を示す標識				4 副灯は、構造物の 規模に応じ適宜設置 し、光り方は、本灯 と同期させること。 5 音響信号の吹鳴周
灯				期は、付近の航路標識と紛らわしくないもので聴取し易いものを選定すること。 6 付属施設は必要に
	シーバース (ブイ式)	1 灯質 (1) 灯色	大規模な構造物を示 す標識灯に同じ。	応じ備えること。 1 灯具、制御装置及 び電源装置の規格及
	灯又は波浪 観測塔灯等 小規模な 構造物を	原則として白 (2) 光り方 モールス符号光 U(・・・)(周		び性能は、別記3 - 7 「光波標識用機器 性能基準」に適合す るものであること。
	示す標識 灯	期8秒以上15秒 以内) 2 光度 15カンデラ以上		2 音響信号の吹鳴周 期は、付近の航路標 識と紛らわしくない もので聴取し易いも
	- 15 m. 15	r 45°M AT 1		のを選定すること。 3 付属施設は必要に 応じ備えること。
		[橋梁灯] 橋梁灯の灯質、光度 等は、別記3-10橋梁		については、別記 3 - 11によること。
橋		灯の光度、明弧及び光  り方によるほか、次の  とおりとする。  1   灯質   (1) 灯色		2 橋梁灯にあって は、灯具、制御装置 及び電源装置の規格 及び性能は、別記3 -7「光波標識用機
	2 備垣   (1) 形状(及び大き			- /・元波標画用機 器性能基準 」に適合

深 橋梁 さ)	
正方形(一辺 光 橋梁 D.6メートル以 八 中央灯 白 標 上) 光 二 右側端標 正三角(一辺 光 0.7メートル以 (2) 光リ方 イ 側端灯 上) イ 側端灯 大 中央標 不動光、等明 円形 (直径 暗光、単閃光、	
橋梁     0.6メートル以     八 中央灯     白       標     上)     光       口 右側端標     工 橋脚灯     黄       正三角(一辺     光       0.7メートル以     (2) 光リ方       イ 側端灯     不動光、等明       円形 (直径     暗光、単閃光、	
標標	
ロ 右側端標     二 橋脚灯     黄       正三角(一辺     光       0.7メートル以     (2) 光リ方       上)     イ 側端灯       ハ 中央標     不動光、等明       円形 (直径     暗光、単閃光、	
正三角(一辺 光 0.7メートル以 (2) 光リ方 ដ 上) イ 側端灯 ハ 中央標 不動光、等明 円形 (直径 暗光、単閃光、	
正三角(一辺 光 0.7メートル以 (2) 光リ方 ដ 上) イ 側端灯 ハ 中央標 不動光、等明 円形 (直径 暗光、単閃光、	
0.7メートル以       (2) 光リ方         武       上)       イ 側端灯         八       中央標       不動光、等明         円形       (直径       暗光、単閃光、	
識     上)     イ 側端灯       ハ 中央標     不動光、等明       円形 (直径)     暗光、単閃光、	
八 中央標       不動光、等明         円形 (直径)       暗光、単閃光、	
円形 (直径 暗光、単閃光、	
│	
│	
2 強度 を除く。)	
灯台に同じ。	
不動光、等明	
暗光、モールス   になった。   になった。	
閃光(毎10秒に	
1 長閃光 )	
不動光、単閃	
光、群閃光又は	
モールス符号光	
(A 及び U を除	
(.)	
15カンデラ以上	
自重、波圧力、風圧 1 吹鳴周期 吹鳴周期は、1	打近の
力及び地震力等に十分 60秒以内 航路標識と紛ら	21/5
耐え得るものであるこ 2 通常音達距離 ないもので、聴	
と。	
	ى د
霧信号 2海里以上の音達距 と。	
所	
┃	
│ │	
特性)との関係	
表から求める。	
3 自動霧探知装置	
視程が2海里以下	
のとき作動するこ	
と。	

表2

区分 構 造 航路 標識 の種別		通常方位測定区域 (有効範囲)	周波数範囲	備考
	自重、波圧力、風圧	通常方位測定区域	周波数範囲は舶用レ	1 電波法等の諸規定
無線方	力及び地震力等に十分	(有効範囲)は設置目	ーダー (9340~9470,	に適合するものであ
位 信 号	耐え得るものであるこ	的及び利用する船舶の	5470~5650若しくは	ること。

所	と。	態様に適合するもので	2900~3100MHzを使用	2 レーダービーコン
		あること。	した)により受信でき	の符号は、長線から
			るものであること。	始まるものであるこ
				と。

表3

区分 航路 標識	情報収集用設備	情報提供用設備	備考
	レーダー、テレビカメラ、無線電話、無線電信又は電話等を用い、付近海域の船舶交通の安全上有効な気象及び船舶のふくそう状況等の環境に関する情報を十分把握できるものであること。	信号灯又は電光表示板等を用い、利用船舶に対して迅速かつ 的確に情報を提供できるもので	<b>ک</b> 。